

## 既に実施済みの措置

矯正局

- 1 名古屋刑務所に対する特別措置（人心一新，収容調整，警備応援等）
- 2 革手錠使用事案の上級官庁への全件報告及び使用時，解除時等のビデオ録画
- 3 研修等による革手錠使用等の際における留意事項の周知徹底
- 4 人権研修の実施
- 5 有識者からの意見聴取
- 6 大臣情願の処理方法の見直し
- 7 6か月以内の革手錠廃止とそれまでの間のチェック体制の拡充
- 8 被収容者死亡報告の保存期間延長
- 9 行刑施設における死亡事案の一定の範囲での公表
- 10 過去10年間の死亡事案の徹底調査

## 既に実施済みの措置

- 1 名古屋刑務所に対する特別措置（人心一新，収容調整，警備応援等）

名古屋刑務所の人心を一新し職員の指導監督体制の強化を図るための，所長ほか幹部職員の人事異動。一般職員の増強。過剰収容の状況を解消するための収容調整（6月の時点で収容率93パーセント）。右翼の街宣活動等に備えての施設警備のため他施設からの応援職員の派遣。その他名古屋刑務所における各種研修・訓練の実施など）
- 2 革手錠使用事案の上級官庁への全件報告及び使用時，解除時等のビデオ録画  
当面の緊急措置として，革手錠使用案件の矯正局及び矯正管区に対する全件報告及び革手錠使用開始時等のビデオ録画を指示した矯正局長通達の発出。その後のビデオ設備に関する予算措置
- 3 研修等による革手錠使用等の際における留意事項の周知徹底  
上級幹部職員に対しての適正な保護房への収容及び戒具の使用についての徹底した指示及び各行刑施設長及び行刑施設の処遇担当首席矯正処遇官を集めた協議会の実施
- 4 人権研修の実施  
被収容者の人権に配慮した適正な職務執行の在り方を指導するための，行刑施設の統括矯正処遇官を対象とした矯正研修所各支所における研修
- 5 有識者からの意見聴取  
外部の有識者の意見を聴取するための，司法・法務論説懇談会メンバーとの意見交換会
- 6 大臣情願の処理方法の見直し  
大臣情願の申立ては，すべて，矯正局で開披することなく，法務大臣に進達し，法務大臣において，閲覧すること。その上で，法務大臣が矯正局ではなく人権擁護局で調査すべきであると判断したものは，人権擁護局において調査し，矯正局はその調査に全面的に協力すること。
- 7 6か月以内の革手錠廃止とそれまでの間のチェック体制の拡充  
6か月以内に革手錠を廃止し，開発された代替品に移行すること。廃止までの間，不適正使用を防止するため，以下の措置を講じること。
  - (1) 緊急措置としての矯正局及び矯正管区に対する全件報告を継続すること。
  - (2) 施錠から解錠まですべての状況をビデオ録画することとし，そのための機器の整備を進めること。
  - (3) 事後チェックの強化として，革手錠使用后，必ず，処遇部長，首席矯正処遇官等の幹部職員により適正使用であったか否かをチェックさせること。
- 8 被収容者死亡報告の保存期間延長  
被収容者死亡報告の保存期間を3年から10年に延長すること。
- 9 行刑施設における死亡事案の一定の範囲での公表  
行刑施設における死亡案件のうち，以下の基準に該当するものは，すべて公表すること。
  - (1) 被収容者間における殺傷行為等による死亡
  - (2) 保護房収容中及び革手錠使用中並びにそれらの解除後おおむね1週間以内の死亡
  - (3) 職員による制圧等の行為中及びその制圧等の行為後おおむね1週間以内の死亡
  - (4) 自殺

- ( 5 ) 作業事故，食中毒，その他事故による死亡
- ( 6 ) 上記以外で司法解剖が実施された死亡

10 過去10年間の死亡事案の徹底調査

過去10年間の約1,600件に及ぶ死亡案件について不審な点はないか十分に精査し，必要があると認められるものについて，所要の調査を行うこと。